

食安輸発第0806001号
平成20年8月6日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について

標記については、平成20年3月31日付け食安輸発第0331001号（最終改正：平成20年6月30日付け食安輸発第0630001号）にて通知したところですが、今般、輸入時の自主検査において、カナダ産ロブスターの甲殻内の肝膵臓及び胃等を含む可食内臓部位から規制値を超える麻痺性貝毒を検出したことから、下記のとおり検査命令を行うこととしましたので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしくお願ひします。

なお、同通知の別表1を別添のとおり改めます。

記

1. 製品検査の対象食品
カナダ産ロブスター（大西洋沿岸で採取されたもので、甲殻内の肝膵臓及び胃等を含む可食内臓部位に限る。）及びその加工品
2. 検査の項目
麻痺性貝毒
3. 検査の頻度
輸入者に対し、輸入届出ごとの全ロットについて製品検査を受けることを命ずること。
4. 試験品の採取方法
平成20年3月31日付け食安輸発第0331001号の別表2の14によること。
5. 検査の方法
昭和55年7月1日付け環乳第30号「貝毒の検査法等について」によること。
6. 検査を受けることを命ずる具体的理由
規制値（4MU/g）を超える麻痺性貝毒が検出されるおそれがあるため。
7. 備考
規制値（4MU/g）を超える麻痺性貝毒が検出された場合にあっては、食品衛生法第6条第2号違反として措置すること。